

## 伐採及び伐採後の造林の届出制度について

### ●なぜ届け出が必要なの？

森林は木材生産機能だけでなく、水土保持機能等の多面的な機能を有しています。森林の無秩序な伐採が行われると山崩れなど災害発生の誘因ともなり、その後の森林機能の回復には長い年月と多大な経費が必要です。

また、伐採届出書の提出により森林資源の異動状況を知ることが出来ます。このため森林法では、森林所有者等に対し事前の届け出を義務付けています。（森林法第10条の8）

### ●どんな森林が対象？

届出制度の対象となる森林は保安林を除く民有林のうち地域森林計画で定められた区域内の、森林経営計画が立てられていない森林（保安林除く）です。

区域の確認は市町村役場、農林事務所、福岡県庁農山漁村振興課に備え付けの森林計画図で行って下さい。

### ●だれが届け出るの？

森林所有者等が届け出る必要があります。（森林所有者等には立木買受人、長期施業受託者が含まれます。）

なお、伐採する（権限を有する）者と、造林を行う（権限を有する）者が異なる場合は、連名で届け出る必要があります。

### ●いつ届け出るの？

伐採を開始する日の、90日から30日前の間に届け出て下さい。

### ●どこに届け出るの？

伐採をする土地の所在市町村役場へ提出して下さい。

### ●届け出の内容は？

別紙「伐採及び伐採後の造林届出書」のとおりです。

※H24. 4月～省令で定められている様式が変更になりました。

### ●手続きの流れは？

別紙「伐採届出制度の運用について」のとおりです。

※ 森林法の改正（平成23年4月22日法律第20号）により無届伐採を行った場合、市町村長が伐採中止命令や造林命令できることが新設されました。詳細は「伐採及び伐採後の造林の届出制の運用について」の一部改正（平成24年3月28日付23林整計第315号）に記載されています。命令に従わない場合、罰則として森林法第207条に100万円以下の罰金が規定されています。

### （注意）

- ・ 緊急の用に供する必要がある場合（伐採後に緊急伐採届出書（別様式）の提出が必要です。）
- ・ 森林経営計画に基づき伐採する場合（伐採後に森林経営計画に係る伐採等の届出書（別様式）の提出が必要です。）
- ・ 開発対象面積が0.6ha以上の場合は林地開発計画事前協議の手続きをお願いします。

伐採及び伐採後の造林の届出書

平成 年 月 日

みやこ町長 殿

住所

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

届出人氏名

印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市	町	
郡	村	大字

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率		
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A + B + C + D）			ha
人工造林による面積（A + B）			ha
植栽による面積（A）			ha
人工播種による面積（B）			ha
天然更新による面積（C + D）			ha
ぼう芽更新による面積（C）			ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし		
天然下種更新による面積（D）			ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし		

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)				
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新 がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びびくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。